

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社鋼商	代表者氏名	島田 和彦
主たる営業所の所在地	長野市大字川合新田1148番地2		
許可番号	長野県知事(般-28・2)第19944号	許可を受けている建設業の種類	建、大、左、石、屋、電管、タ、板、ガ、塗、防、内、絶、具

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年10月29日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第12号該当)、第7号		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し (建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当、不正の手段による許可の取得		
株式会社鋼商の元役員は、役員在任中に禁錮以上の刑の言渡しを受け、平成30年7月12日、その判決が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。 また、同社は、同社の役員が建設業法第8条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、役員が欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した役員の略歴書を添付して、令和2年4月14日に長野県知事に対し建設業の許可申請を行い、不正の手段により令和2年5月15日付けで建設業許可を受けた。 このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当する。			
その他参考となる事項			